

三鷹市パートナーシップ宣誓制度（仮称）の導入について

誰もが自分らしく、暮らしやすい社会の実現に向けて、人権基本条例（仮称）との整合を図りながら、市独自のパートナーシップ宣誓制度を導入する。

1 目的

性的指向及びジェンダーアイデンティティに関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく生き、安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

2 市制度の概要

令和4年11月より東京都が「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、都内全域を対象としたパートナーシップ宣誓制度を開始している。

市では、人権基本条例（仮称）制定のプロセスにおいて、当事者からヒアリングを行い、市独自のパートナーシップ宣誓制度の創設への要望があった。最も身近な基礎自治体である市を実施主体とした制度として、パートナーシップ関係にある二人からの宣誓を受け、市が独自の受理証を交付する手続きを条例として定め、市の事業等に活用を図る。なお、本制度で届け出たパートナーシップ関係については、婚姻制度とは異なり法律上の効果は生じない。

3 東京都との連携

三鷹市独自制度の導入後に、東京都と連携協定を締結することで、三鷹市が発行した受理証を、東京都の事業等において活用できるようにする。

4 今後の進め方

市独自のパートナーシップ宣誓制度の手続きに係る条例の制定に向けて検討を進めるとともに、東京都及び他の地方公共団体の受理証等が活用できるよう、市の関連する条例の一括改正を行う。

5 スケジュール

令和5年12月 条例案の議会報告

パブリックコメントの実施

令和6年3月 条例及び制度導入に伴う整理に関する条例の議会への提出